○道の駅久米の里条例

平成17年6月29日 津山市条例第116号 改正 平成24年9月25日条例第36号 平成25年12月25日条例第62号 平成31年3月19日条例第20号

道の駅久米の里条例(平成17年津山市条例第77号)の全部を改正する。

(目的及び設置)

第1条 地域物産の展示販売等による消費拡大と情報の発信及び道路利用者の利便性の向上を図り、地域産業の活性化等地域の振興に寄与するため、道の駅久米の里(以下「道の駅」という。)を設置する。

(位置)

第2条 道の駅は、津山市宮尾563番地の1に置く。

(施設)

- 第3条 道の駅に次に掲げる施設を設置する。
 - (1) 産地直売施設
 - (2) 特產品展示販売施設
 - (3) 地域食材供給施設
 - (4) イベント広場
 - (5) その他の付帯施設

(道の駅の管理)

第4条 道の駅の管理は、津山市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例(平成17年津山市条例第100号。第6条において「指定手続等条例」という。)に基づき、市長が指定する法人その他の団体(以下「指定管理者」という。)にこれを行わせることができる。

(指定管理者が行う業務)

- 第5条 前条の規定により指定管理者が管理を行う場合,指定管理者は,次に掲げる業務 を行うものとする。
 - (1) 道の駅の施設又は設備の利用の許可に関する業務
 - (2) 道の駅の維持管理に関する業務
 - (3) 道の駅の利用に関する料金(以下「利用料金」という。)の徴収に関する業務
 - (4) 道の駅の設置目的を発揮するための事業に関する業務
 - (5) 道の駅の利用者の利便性を向上させるために必要な業務
 - (6) 前各号に掲げるもののほか,道の駅の運営に関する事務のうち,市長のみが行うことのできる権限に関する事務を除く業務

(指定管理者の権限)

第6条 指定管理者は、指定が効力を有する間、第7条から第10条まで、第12条、第 13条、第15条、第16条及び第17条に規定する市長の権限を行うものとする。た だし、指定手続等条例第7条第1項の規定により、管理の業務の全部又は一部の停止を 命ぜられた期間における当該停止を命ぜられた業務に係るものを除く。

(開業時間)

第7条 道の駅の開業時間は、午前10時から午後6時までとする。ただし、市長が特に 必要と認めるときは、これを変更することができる。

(休業日)

- 第8条 道の駅の休業日は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、 これを変更し、又は臨時に休業することができる。
 - (1) 毎月第1月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律 第178号)に規定する休日に当たるときは、その日後において最も近い休日でない 日とする。
 - (2) 1月1日,1月2日及び12月31日 (利用の許可)
- 第9条 道の駅を物産販売その他特定の目的のために利用しようとする者は、あらかじめ 市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同 様とする。
- 2 市長は、前項の許可をする場合において、道の駅の管理上必要な範囲内で条件を付することができる。
- 3 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第1項の許可をしない。
 - (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。
 - (2) 道の駅の施設又は設備若しくは器具(以下「施設等」という。)を毀損し、汚損し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、道の駅の管理上支障があると認めるとき。(利用料金)
- 第10条 前条第1項の許可(以下「利用許可」という。)を受けた者(以下「利用者」という。)は、別表第1の規定により算定した額の利用料金を納付しなければならない。
- 2 前項の利用料金は、利用許可と同時に納付しなければならない。ただし、市長が別に 納期を定めたときは、この限りでない。
- 3 別表第1に掲げるもの以外の設備又は器具の利用料金は、市長が別に定める。 (利用料金の収入等)
- 第11条 市長は,道の駅の管理を第4条の規定により指定管理者に行わせる場合において適当と認めるときは,指定管理者に道の駅の利用料金を当該指定管理者の収入として収受させることができる。
- 2 前項の場合において、利用料金は、前条の規定にかかわらず別表第1に掲げる額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。
- 3 指定管理者は、前項の承認を受ける場合においては、あらかじめ、利用料金の額の案 を作成し、市長に承認を申請するものとする。

4 指定管理者は,前項の規定により利用料金を定めたときは,直ちに公表するとともに, 道の駅において利用者の見やすい場所に掲示しなければならない。

(利用料金の減免)

第12条 市長は、特別の事由があると認めるときは、利用料金を免除し、又は減額する ことができる。

(利用料金の不環付)

第13条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、市長は、特別の事由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(利用権の譲渡等の禁止)

- 第14条 利用者は,道の駅を利用する権利を譲渡し,又は転貸してはならない。 (利用許可の取消し等)
- 第15条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用者に対して利用を制限し、利用を停止し、又は利用許可を取り消すことができる。
 - (1) この条例、この条例に基づく規則又は利用許可の条件に違反したとき。
 - (2) 偽りその他不正の手段により利用許可を受けたとき。
 - (3) 第9条第3項各号のいずれかに該当することとなったとき。
- 2 前項に規定する処分によって、利用者に損害が生ずることがあっても、市はその責めを負わない。

(入場の制限)

- 第16条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、その者の入場を拒み、又はそ の者に対して退場を命ずることができる。
 - (1) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑をかけるおそれがあると認めるとき。
 - (2) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、道の駅の管理上支障があると認めるとき。

(原状回復義務)

- 第17条 利用者は,道の駅の利用を終えたときは,直ちに施設等を原状に復さなければならない。第15条第1項の規定により利用許可を取り消されたときも,同様とする。
- 2 市長は、利用者が前項に規定する義務を履行しないときは、これを原状に復し、それ に要した費用を利用者から徴収することができる。

(損害賠償)

第18条 利用者その他の施設を利用する者は、施設等を毀損し、汚損し、又は滅失させたときは、市長の指示に基づき、これを原状に復し、又は市長が認定する損害額を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない事由があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第19条 この条例に定めるもののほか,この条例の施行に関し必要な事項は,市長が別に定める。

付 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

付 則(平成24年9月25日条例第36号)

この条例は、平成24年10月1日から施行する。

付 則(平成25年12月25日条例第62号)

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の道の駅久米の里条例別表第1の規定は、平成26年4月1日 以後に利用の許可を受けたものに係る利用料金の算定について適用し、同日前に利用の 許可を受けたものに係る利用料金の算定については、なお従前の例による。

付 則(平成31年3月19日条例第20号)

(施行期日)

1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、第3条から第5条まで、第10条第1項、第11条第4項、第15条第1項及び第2項並びに第17条第1項及び第2項の改正規定並びに別表第1の改正規定(同表第1項の表中「1 利用料」を「1 利用料金」に、「

利用料

」を「

利用料金

」に改める部分及び同項の表備考2中「利用料」を「利用料金」に改める部分に限る。)は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の道の駅久米の里条例別表第1の規定(同表第1項の表中「1 利用料」を「1 利用料金」に、「

利用料

」を「

利用料金

」に改める部分及び同項の表備考2中「利用料」を「利用料金」に改める部分を除く。)は、平成31年10月1日以後に利用の許可を受けたものに係る利用料金の算定について適用し、同日前に利用の許可を受けたものに係る利用料金の算定については、なお従前の例による。

別表第1 (第10条・第11条関係)

1 利用料金

区分	単位	利用目的	利用料金
屋外施設(イベン	1 区画 (1	営利又は宣伝を目的に使用す	2,090円
ト広場・その他)	日)	る場合	
		営利又は宣伝を目的に使用し	1,040円

		ない場合		
テント	1基(1日)		大型	2,090円
			小型	1,040円

備考

- 1 「1区画」とは、テント(2間×3間)1基分をいい、「1日」とは、許可時間 8時間とする。
- 2 利用者が営利若しくは宣伝を目的とし、かつ、市内に事務所等を有する法人その他の団体でない場合の屋外施設の利用料金は、本表により算定した額に10分の15を乗じて得た額を本表の額に加算する。